

【令和3年度 国民健康保険税率表】

≪税率等≫

		医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40～64歳)
応能	所得割	4.10%	1.50%	1.00%
	資産割	30.00%	10.00%	
応益	個人均等割	24,000円	9,000円	10,000円
	世帯平等割	25,000円	8,000円	8,000円
		※1 (12,500円) ※2 (18,750円)	※1 (4,000円) ※2 (6,000円)	
賦課限度額		63万円	19万円	17万円

≪軽減額≫

		医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40～64歳)
7割	個人均等割	16,800円	6,300円	7,000円
	世帯平等割	17,500円	5,600円	5,600円
		※1 (8,750円) ※2 (13,125円)	※1 (2,800円) ※2 (4,200円)	
5割	個人均等割	12,000円	4,500円	5,000円
	世帯平等割	12,500円	4,000円	4,000円
		※1 (6,250円) ※2 (9,375円)	※1 (2,000円) ※2 (3,000円)	
2割	個人均等割	4,800円	1,800円	2,000円
	世帯平等割	5,000円	1,600円	1,600円
		※1 (2,500円) ※2 (3,750円)	※1 (800円) ※2 (1,200円)	

① 7割軽減

前年中の総所得金額が **43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円** 以下

③ 5割軽減

前年中の総所得金額が **43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円 + (28万5千円 × 加入者数)** 以下

③ 2割軽減

前年中の総所得金額が **43万円 + (給与所得者等の人数 - 1) × 10万円 + (52万円 × 加入者数)** 以下

※1～特定世帯

⇒ 国保加入者が1人だけの世帯のうち、「特定同一世帯所属者」がいる世帯
(後期高齢者医療制度に移行後、5年間に限る)

※2～特定継続世帯

⇒ 国保加入者が1人だけの世帯のうち、「特定世帯」としての期間を満了した世帯
(特定世帯としての期間満了後、3年間に限る)

注1：給与所得者等

給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等の支給を受ける方
(65歳未満：公的年金等の収入が60万円を超える方、65歳以上：公的年金等)

収入が110万円を超える方)を指します。

注2：特定同一世帯所属者

後期高齢者医療制度へ移行する者で、国民健康保険の資格を喪失した日の前日の属する月以後、継続して同一の世帯に属するもの

<所得割額における課税所得>

課税所得金額は、課税年度の前年中の総所得金額および山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得の金額、土地建物等に係る長期・短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得の金額、株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る譲渡所得の金額、条約適用利子等に係る利子所得等の金額の合計額から、基礎控除430,000円を控除した額です。

◇ その他の所得

- 1 退職所得(退職金を一時金として受け取る場合)は課税対象となりません。
- 2 農業者が家畜市場で肉用牛を売却した場合、町道民税では免税所得の取扱いとなりますが、国民健康保険税ではすべて課税対象となります。

◇ 所得割額の算定において認められる控除

- 1 純損失の繰越控除(雑損失の控除は認められません。)
 - 2 青色事業者等の専従者控除
 - 3 長期・短期譲渡所得等の特別控除
- ※ 国民健康保険税では扶養控除、配偶者控除などの各種所得控除がありません。

<資産割額の算定方法>

令和3年度固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る分の金額に応じて計算します。

固定資産税額 × (税率)

<軽減判定所得>

- 1 65歳以上の公的年金受給者は、公的年金の所得から150,000円を控除した額となります。
 - 2 純損失・雑損失の繰越控除は適用されます。
 - 3 青色専従者給与額及び事業専従者控除額は適用されません。(事業主の所得とされます。)
 - 4 基礎控除をせずに軽減の判定を行います。
- ※ 国民健康保険税額の算定上は、擬制世帯主の所得を含めませんが、軽減判定上は擬制世帯主の所得を含めます。